

山武市さんぶの森文化ホール使用料

1. 市内居住者、又は市内在勤者が使用するとき

(単位：円)

施設	使用区分	使用日	単位時間			
			午前の部 9:00～12:00	午後の部 13:00～17:00	夜間の部 18:00～21:30	全日 9:00～21:30
ホール	入場料を徴収しない場合 かつ 営利を目的としない場合	平日	4,950	7,150	9,350	19,800
		土日祝	6,050	8,250	10,450	20,900
	入場料を徴収する場合 又は 営利その他それに類する場合	平日	9,900	14,300	18,700	39,600
		土日祝	12,100	16,500	20,900	41,800
	舞台又は客席 のみ使用する場合	平日	2,470	3,570	4,670	9,900
		土日祝	3,020	4,120	5,220	10,450
リハーサル室	入場料を徴収しない場合 かつ 営利を目的としない場合	平日	1,100	1,100	1,100	3,300
		土日祝	1,320	1,320	1,320	3,960
	入場料を徴収する場合 又は 営利その他それに類する場合	平日	2,200	2,200	2,200	6,600
		土日祝	2,640	2,640	2,640	7,920
楽屋	入場料を徴収しない場合 かつ 営利を目的としない場合	平日	550	550	550	1,650
		土日祝	660	660	660	1,980
	入場料を徴収する場合 又は 営利その他それに類する場合	平日	1,100	1,100	1,100	3,300
		土日祝	1,320	1,320	1,320	3,960
控室	入場料を徴収しない場合 かつ 営利を目的としない場合	平日	550	550	550	1,650
		土日祝	660	660	660	1,980
	入場料を徴収する場合 又は 営利その他それに類する場合	平日	1,100	1,100	1,100	3,300
		土日祝	1,320	1,320	1,320	3,960

山武市さんぶの森文化ホール使用料

2. 市外居住者、又は市内に本社、支社、営業所等がない市外の団体等が使用する時 (単位：円)

施設	使用区分	使用日	単位時間			
			午前の部 9:00～12:00	午後の部 13:00～17:00	夜間の部 18:00～21:30	全日 9:00～21:30
ホール	入場料を徴収しない場合 かつ 営利を目的としない場合	平日	7,425	10,725	14,025	29,700
		土日祝	9,075	12,375	15,675	31,350
	入場料を徴収する場合 又は 営利その他それに類する場合	平日	14,850	21,450	28,050	59,400
		土日祝	18,150	24,750	31,350	62,700
	舞台又は客席 のみ使用する場合	平日	3,705	5,355	7,005	14,850
		土日祝	4,530	6,180	7,830	15,675
リハーサル室	入場料を徴収しない場合 かつ 営利を目的としない場合	平日	1,650	1,650	1,650	4,950
		土日祝	1,980	1,980	1,980	5,940
	入場料を徴収する場合 又は 営利その他それに類する場合	平日	3,300	3,300	3,300	9,900
		土日祝	3,960	3,960	3,960	11,880
楽屋	入場料を徴収しない場合 かつ 営利を目的としない場合	平日	825	825	825	2,475
		土日祝	990	990	990	2,970
	入場料を徴収する場合 又は 営利その他それに類する場合	平日	1,650	1,650	1,650	4,950
		土日祝	1,980	1,980	1,980	5,940
控室	入場料を徴収しない場合 かつ 営利を目的としない場合	平日	825	825	825	2,475
		土日祝	990	990	990	2,970
	入場料を徴収する場合 又は 営利その他それに類する場合	平日	1,650	1,650	1,650	4,950
		土日祝	1,980	1,980	1,980	5,940